

## 法第 56 条の 2 第 1 項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限について

用途地域	制限を受ける建築物	計測面	法別表4 (に)欄	指定容積率 (%)	高度地区	日影制限時間	
						10m以内	10m超
一種低専 二種低専 田園住居	軒の高さ 7m 超または 地階を除く階数 3 以上	1.5m	(二)	60 または 80	—	4 時間	2.5 時間
一種中高層 二種中高層	高さ 10m 超	4m	(二)	200	—	4 時間	2.5 時間
一種住居 二種住居 準住居	高さ 10m 超	4m	(一)	200	15m 斜線高度地区 15m 高度地区	4 時間	2.5 時間
			(二)	200	—	5 時間	3 時間
近隣商業 準工業	指定なし						